

第3章 傷害罪

第147条 ① 何らかの手段または方法によって他人にその身体あるいは肉体的または精神的健康を損なう傷害を引き起こした者は、傷害が客観的にその者の健康について初期の医療手当に加えてさらに治療処置または外科治療を必要とする場合、傷害犯として、3月から3年の禁固刑または6月から12月の罰金刑に処せられる。傷害経過の単純なモニタリングまたはフォローアップは、医療処置とはみなされない。

② 何らかの手段または方法によって他人に前項に含まれない傷害を引き起こした者は、1月から3月の罰金刑に処せられる。

③ 他人を、傷害を引き起こすことなく、殴打または行為で虐待した者は、1月から2月の罰金刑に処せられる。

④ 前2項に規定する犯罪は、被害者またはその法定代理人の告発によってのみ訴追できる。

第148条 (2021年改訂) 前条第1項に規定される傷害罪は、次の引き起こされた結果または危険に留意して、2年から5年の禁固刑に処することができる：

1. 侵害において、被害者の生命あるいは肉体的または精神的健康に具体的に危険な武器、道具、物、手段、方法または方式が使用された場合。
2. 残虐行為または背信行為が介在した場合。
3. 被害者が14歳未満または特別の保護が必要な障害者であった場合。
4. 被害者が、妻である、または、妻であった場合、あるいは、同居していなくとも、愛情の類似関係で犯人と結びついている、または、結びついていた女性の場合。
5. 被害者が、犯人と同居する特別な弱者である場合。

第149条 ① 何らかの手段または方法でもって、他人に、ある主な臓器または四肢あるいは感覚器の喪失または無益性、性的不能、不妊症、重大な奇形、あるいは、重大な器質性または精神的疾病を引き起こした者は、6年から12年の禁固刑に処せられる。

② いかなる表現であっても他人に生殖器切断を引き起こした者は、6年から12年の禁固刑に処せられる。被害者が未成年者または特別の保護が必要な障害者の場合は、裁判官が未成年者または特別の保護が必要な障害者の利益に相当と思料するときは、親権、後見、保佐または保護の行使について4年から10年の個別的公権剥奪刑が適用できる。

第150条 他人に、ある主ではない臓器または四肢の喪失または無益性あるいは奇

形を引き起こした者は、3年から6年の禁固刑に処せられる。

第151条 本章の前各条に規定する犯罪の扇動、共謀および教唆は、対応する犯罪の（法定）刑より1または2段階低い刑で処罰される。

第152条 **（2022年改訂）** ① 重過失により、前各条に規定されるなんらかの傷害を引き起こした者は、発生した危険および結果に留意して、次ように処罰される。

1. 第147条第1項の傷害に係わる場合は、3月から6月の禁固刑または6月から18月の罰金刑。
2. 第149条の傷害に係わる場合は、1年から3年の禁固刑。
3. 第150条の傷害に係わる場合は、6月から2年の禁固刑。

（犯罪）行為が自動車またはモータバイクを使用して行われた場合は、同様に、1年から4年の自動車とモータバイクの運転権利剥奪刑が科される。本項のために、第379条に規定される事由のなんらかの存在がその行為の発生を決定づけた運転は、いずれにしても、重過失と評価される。

傷害が火器を使用して引き起こされた場合は、同様に、1年から4年の火器携帯または所有の権利剥奪刑が科される。

傷害が業務上過失で引き起こされた場合は、さらに、職業または職務行使について6月から4年の個別的公権剥奪刑が科される。

② 準重過失により、第147条第1項が言及する傷害のなんらかを引き起こした者は、1月から2月の罰金刑に処せられ、また、第149条および150条に規定されるなんらかの傷害を引き起こした者は、3月から12月の罰金刑に処せられる。

（犯罪）行為が自動車またはモータバイクを使用して行われた場合は、同様に、3月から18月の自動車とモータバイクの運転権利剥奪刑が科される。致死が自動車またはモータバイクを使用して行われた場合は、同様に、3月から18月の自動車とモータバイクの運転権利剥奪刑が科される。本項のために、交通、自動車の運行および道路安全規則の重大な違反のなんらかの実行が（傷害）行為の発生に決定的である（重過失と評価されない）過失は準重過失と評価される。決定的であるかどうかの評価は理由付け裁定でなされなければならない。

傷害が火器を使用して引き起こされた場合は、同様に、3月から1年の火器携帯または所有の権利剥奪刑が科される。

本項に規定する犯罪は、被害者またはその法定代理人の告発によってのみ訴追できる。

第152条の2 **（2019年新設）** 前条第1項に規定されるケースにおいて、裁判官または裁判所は、発生した危険および違反された注意の法的義務の特別な存在および重大性に留意して、（犯罪）行為が明らかな重大性を帯びていて、複数の者に第152条第1項第2号または3号の犯罪を構成する傷害を引き起こした場合、理由付きで1段階高い刑を、適切と判断する範囲で、科することができる、また、負傷者の

数が非常に多い場合は、2段階高い刑を科することができる。

第153条 ① 何らかの手段または方法によって他人に精神的傷害または第147条第2項に規定される傷害の非重大傷害を引き起こした者、または、他人を、傷害を引き起こすことなく、殴打または行為で虐待した者は、被害者が、妻である、または、妻であった場合、あるいは、同居していなくとも、愛情の類似関係で犯人と結びついている、または、結びついていた女性のとき、または、犯人と同居する特別な弱者であるときは、6月から1年の禁固刑、または、31日から80日の共同体の利益の労働刑に処せられる。また、いずれにしても、1年と1日から3年の火器携帯または所有の権利剥奪刑が科される。さらに、裁判官または裁判所が未成年者または特別な保護が必要な障害者の利益に相当と思料するときは、親権、後見、保佐または保護の行使について5年までの個別的公権剥奪刑が科される。

② 前項に規定される犯罪の被害者が、前項に表示される者を除いて、第173条第2項に係わるなんらか者である場合は、犯人は3月から1年の禁固刑、または、31日から80日の共同体の利益の労働刑に処せられる。また、いずれにしても、1年と1日から3年の火器携帯または所有の権利剥奪刑が科される。さらに、裁判官または裁判所が未成年者または特別な保護が必要な障害者の利益に相当と思料するときは、親権、後見、保佐または保護の行使について6月から3年の個別的公権剥奪刑が科される。

③ 第1項および2項に規定される刑は、犯罪が、未成年者の居るところで、または、武器を使用して行われたとき、共通の住居または被害者の住居で発生したとき、あるいは、第48条に規定される刑の一つ、保全処分または同じ性質の保安処分に違背して行われたときは、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される（*計算方法は、第66条参照）。

④ 前各項の規定に係わらず、裁判官または裁判所は、犯人の人的事情および行為実行に出現する事情に留意して、判決で理由づけして1段階低い刑を科することができる。

第154条 人の生命や身体を危険にさらす手段や道具を使用して、激しく攻撃し合って互いに争う者は、闘争参加により3月から1年の禁固刑または6月から24月の罰金刑に処せられる。

第155条 傷害罪では、被害者の有効に、自由に、自発的かつ明示的になされた同意があった場合は、1または2段階低い刑が科される。

未成年者または特別な保護が必要な障害者によりなされた同意は有効ではない。

第156条 **(2020年改訂)** 前条の規定にかかわらず、有効に、自由に、自発的かつ明示的になされた同意は、法律の規定に従って行われた臓器移植、医師が実施した不妊手術および性転換手術の場合の刑事責任を免除する。ただし、同意が、悪意をもって、または、代金または報酬を介して得られた場合、あるいは、同意者が未成年者または完全に同意する能力がない者の場合を除く。この場合は、これらの者たち、または、それらの法定代理人が与えた同意は無効である。

第 156 条の 2 (2019 年改訂) ① 人の臓器の密売をいかなる形で発起、支持、促進、宣伝、または実行した者は、生きていた人の臓器の場合、6 年から 12 年の禁固刑に、死亡した人の臓器の場合、3 年から 6 年の禁固刑に処せられる。

これらのために、人間の臓器の密売は次のように解される：

a) 他人の人体臓器の不法な摘出または入手。当該摘出または取得は、以下のいずれかの状況下でなされる場合、違法である：

1. 法律で定められた方法での、および、要件をもつての生体ドナーの自由な、十分に知らされたおよび明示的な同意なしに、実施された。

2. 死亡したドナーの場合、法律で要求される必要な許可なしに実施された、

3. 自分のまたは他人の利益のために、その抽出または取得と引き換えに、ドナーまたは第三者によって、自身または仲介者を通じて、あらゆる種類の贈り物または報酬が要求される、または、受け取られる、あるいは、申し出または約束が受け入れられる。提供に起因する費用または収入の損失の補償は贈り物または報酬とは解されない。

b) 違法に摘出された臓器の準備、保存、保管、輸送、移転、受領、輸入または輸出。

c) 違法に摘出された臓器の移植目的での使用またはその他の目的での使用。

② 自分または他人の利益のために、次の行為を行う者は同様に処罰される：

a) 自身でまたは仲介者を通じて、あらゆる種類の贈り物または報酬を要求または受領する、または、臓器の提供者または受け手を提案または獲得する申し出または約束を受け入れること。

b) 医療関係者、公務員または個人に対し、公的または民間を問わない医院、施設または診療所におけるその職業または地位の行使の際に、自らまたは仲介者を通じて、違法な摘出または入手あるいは不法に摘出された臓器の移植が実行される、または、容易にする目的で、あらゆる種類の贈り物または報酬を提供するまたは引き渡すこと。

③ 臓器の受け手がその違法な起源を知らずながら移植に同意した場合、その者は第 1 項に規定されているのと同じ刑に処せられ。それらの刑はその行為および有責者の状況に応じて 1 または 2 段階低くすることができる。

④ 以下の場合には、第 1 項規定の刑より 1 段階高い刑が科せられる：

a) 犯罪被害者の生命、身体的または精神的完全性が深刻な危険に置かれた。

b) 被害者が未成年であるか、その年齢、障害、疾病または状況の理由で特に弱い立場にある。両方の状況が発生した場合、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

⑤ その専門職務または地位の行使の際に、公的または私的センターで第 1 項および第 2 項に記載される行為を実行するか、または、第 4 項の b) に係わる贈り物または報酬を要求または受領する、または、それを受領する提供または約束を受け入れた医師、公務員または個人、それらの項に示されているより 1 段階高い刑が科せられ、さらに、刑期中、雇用、公職、専門職または仕事について、いかなる衛生職の

行使について、公的または私的な医院、施設または診療所でのあらゆる種類のサービス提供について個別の公権剥奪刑が科される。第4項に規定されている状況のいずれかが発生した場合には、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

本条のために、医師という用語には、医師、看護師および衛生または社会保健活動を行うその他の者が含まれる。

⑥ 有責者が犯罪組織またはそのような活動を行う犯罪グループに属している場合には、第1項に規定する刑より1段階高い刑、および、職業、仕事、事業または商売について個別的公権剥奪が刑期中科される。第4項に定める事態のなんらかが発生した場合、刑は下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。第5項に規定されている事態が発生した場合、同項規定の刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

当該（犯罪）組織またはグループの長、管理者または責任者の場合には、それらの者には刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて適用される。これは1段階高い刑に引き上げることができる。いずれにしても、第4項に規定されている事態または第5条に規定されている事態のいずれかが発生した場合、刑は1段階高い刑に引き上げられる。

⑦ 第31条の2の規定に従って、法人が本条に含まれる犯罪の責任がある場合、得られた利益の3倍から5倍の罰金が科される。

第66条の2で定められた規則を考慮して、裁判官および裁判所は、同じく、第33条第7項のb)からg)に含まれる刑を科することができる。

⑧ 本条に規定する犯罪の教唆、陰謀および提案は、前各項に規定される行為にそれぞれ対応する刑より1から2段階低い刑に処せられる。

⑨ いずれにしても、本条に定める刑は、本法第177条の2の犯罪および実際に犯されたその他の犯罪に場合に依って対応する刑を害することなく、科される。

⑩ 本条に規定されているものと同種の犯罪に対する外国の裁判官または裁判所による有罪判決は、刑の前歴が抹消された、または、スペインの法律に従って抹消できる場合を除いて、再犯の効果を生じさせる。

第156条の3（2021年改訂） 未成年者または特別な保護を必要とする障害者の自殺を発起、奨励または誘引することを特に目的としたコンテンツを、インターネット、電話またはその他の情報通信技術を介しての公衆への配布または伝搬は、6月から3年の禁固刑に処せられる。

司法当局は、前段で言及されるコンテンツの削除、主として当該コンテンツを提供するサービスの中断、または、国外にある場合にはその両方のブロックに必要な措置を講じることを命じる。

第156条の4（2021年新設） 本章に規定される1つ以上の犯罪を犯して有罪判決を受けた者には、被害者が第173条第2項で言及される者のなんらかである場合、さらに監視付き釈放の措置を科することができる。

第 156 条の 5 (2021 年新設) 被害者が未成年者である第 147 条第 1 項、第 148 条、第 149 条、第 150 条および第 153 条に規定されるなんらかの犯罪を犯して有罪判決を受けた者には、それに適用される刑に加えて、未成年者との定期的かつ直接の接触を伴う、報酬の有無にかかわらず、あらゆる職業、仕事または他の活動について個別的公権剥奪刑を、判決で科された自由剥奪刑の期間より 3 年から 5 年を超える期間、または、禁固刑が科されていない場合は、2 年から 5 年の期間で科することができる。どちらの場合も、犯罪の重大さ、犯した犯罪の数および有罪判決を受けた者に起こった状況に比例的に留意する。